

『令和6年6月21日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和6年6月定例会】

委員長 荻野 梓

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第2款「総務費」及び歳入の部、第1款「市税」並びに第11款「地方特例交付金」及び第16款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」第1目並びに第20款「繰入金」及び第22款「諸収入」を一括議題といたしましたところ、文化推進費にかかわり、委員報酬の内訳について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、美術館建設については、建設資材や労務単価の高騰などの理由から反対しており、時期尚早と考えることから、反対するとの意見。

また、文化推進費については、美術館の建設に合わせて選考評価委員会を新たに設置し、戸籍住民基本台帳費については、マイナポータルの操作支援やマイナンバーカード申請受付の体制を拡充するもので、それぞれ妥当であり適正であると判断し、賛成するとの意見。

さらに、委員報酬を計上する本議案に対しては、美術館建設について反対の立場であることから、反対するとの意見。

またさらに、独立採算に関する市の方針が揺らいでいるなかで、本議案については、時期尚早であると考えことから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第102号「専決処分の承認について（令和5年度川口市一般会計補正予算）」のうち当委員会の所管事項についてを議題といたしましたところ、繰越理由の詳細について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で承認することに決しました。

次に、議案第81号「川口市立美術館運営審議会条例」を議題といたしましたところ、委員となる知識経験者の選定基準について、議事録の公開の有無について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、美術館建設については、建設資材や労務単価の高騰などの理由から反対しており、時期尚早と考えることから、反対するとの意見。

また、審議会の設置により、市民、知識経験者及び美術関係者の多様な意見が集約でき、美術館が市民目線に立ったものになると考えることから、賛成するとの意見。

さらに、美術館建設については、今建設するべきではないという立場であり、審議会を設置する必要はないと考えることから、反対するとの意見。

また、美術館建設については、計画が粛々と進んでおり、運営審議会の設置も当然必須と考えることから、賛成するとの意見。

またさらに、委員報酬の妥当性や市の方針が揺らぐなか、審議会の設置につ

いては、慎重に臨む必要があることから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第 8 2 号「川口市美術品等選考評価委員会条例」を議題といたしましたところ、守秘義務を条文化した理由について、委員の選定基準について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、美術館建設については、建設資材や労務単価の高騰などの理由から反対しており、時期尚早と考えることから、反対するとの意見。

また、美術館建設については、議会において賛成大多数で可決され、今後はより良い美術館の開館に向け準備を進める必要があると考えることから、賛成するとの意見。

さらに、美術館建設については、今ではないという立場から、本条例を制定する必要はないと考えることから、反対するとの意見。

またさらに、委員会については、市の方針が明確になってから設置するべきであり、委員の報酬についても疑問に思うことから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第 8 3 号「川口市立美術館設置及び管理条例」を議題といたしましたところ、指定管理者制度を導入する理由について、ランニングコストの想定について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、ランニングコストが市の財政に負担をかけることが想定されることから、反対するとの意見。

また、美術館建設については、議会において賛成多数で可決され、現在ハード面が進んでいるなか、本議案は、指定管理者制度を活用し、市民に対し質の高いサービスが提供できると考えることから、賛成するとの意見。

さらに、美術館建設については、走りながら物事が決まっていき、綿密な計画が立てられたものではなく、本条例を制定するべきではないと考えることから、反対するとの意見。

またさらに、物事を進めながらではなく、もう少し慎重に決めていく必要があることから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第 1 0 4 号「専決処分の承認について（川口市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で承認することに決しました。

次に、議案第 8 0 号「川口市税条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第89号「財産の取得について（塵芥車（3 t）」ないし議案第93号「財産の取得について（消防団ポンプ自動車（CD-I型）」までの以上5議案を一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第94号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」ないし議案第101号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」までの以上8議案を一括議題といたしましたところ、議案第100号にかかわり、滞納者への今後の対応について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。